



ご存知ですか？ 成年後見制度



認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことを行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまうなど悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このように判断能力の不十分な方々の財産や権利を守るために法的な援助者を選び、本人の意志を尊重し支援する制度です。



成年後見制度は2種類ある



法定後見制度



すでに判断能力が不十分な人の、生活や医療介護サービス、財産管理について支援してくれる人を、**家庭裁判所**が選び支援を受ける制度



任意後見制度



現時点で判断能力がある人が、将来判断能力が不十分になった時に備え、自分の生活、医療や介護サービス、財産管理について支援してくれる人を、**あらかじめ契約で決めておく**制度



相談機関：熊本市成年後見支援センター
電話番号：096-245-8455
(月～金の午前9時～午後4時)

ご相談はこちらまで♪



令和6年1月11日

公証人をお招きし任意後見制度の勉強会をしました

金融機関から判断能力がないと判断されると預金口座が凍結されることがあります

認知能力が低下すると入院や施設入所の契約もできなくなります

認知症の方が保有されている財産で、2030年に凍結される額は、230兆円に達しそうです。
(2021年9月21日 日経新聞より)



任意後見の手続きは『公証役場』
電話：364-2700
相談は無料です

